

告示第108号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、宇和島市建設部建設課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和8年3月27日

宇和島市長 岡原文彰

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
81221	道山支線	宇和島市三間町増田142番地地先から 同市三間町増田143番地地先まで	令和8年3月27日